

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 選挙管理委員会

○衆議院比例代表選出議員選挙における開票区の設置

○衆議院議員総選挙に係る選挙人名簿選挙時登録の基準日

○衆議院比例代表選出議員選挙における投票記載所の名簿届出政党等名称

○告示の順序を定めるくじを行う場所及び日時

○宮城県知事選挙における立候補者

ページ

## 選挙管理委員会

○宮選管告示第百四十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十八条第二項の規定により、令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、次のとおり開票区を設置したので、同項の規定により告示する。

令和三年十月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

開票区	開票区名		有権者数	所属投票区
	建物の名称	所在地		
大崎市 第一開票区	大崎市古川 総合体育館	大崎市古川 旭四丁目五 番二号	三〇、四二〇人	松山第一投票区から松 山第四投票区まで、三 本木第一投票区から三 本木第五投票区まで、 鹿島台第一投票区から 鹿島台第六投票区ま

大崎市 第二開票区	大崎市古川 総合体育館	大崎市古川 旭四丁目五 番二号	一、八三七㎡	七八、一五二人	古川第一投票区から古 川第三投票区まで、 岩出山第一投票区から 岩出山第六投票区ま で、鳴子第一投票区か ら鳴子第九投票区まで
--------------	----------------	-----------------------	--------	---------	--

○宮選管告示第百四十七号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定による選挙人名簿選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

令和三年十月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

選挙時登録の基準日

令和三年十月十八日

○宮選管告示第百四十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条の規定による令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における投票所内名簿届出政党等名称等掲示の順序を定めるくじは次のとおりこれを行う。

令和三年十月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 令和三年十月十九日

午後五時三〇分

○宮知選管告示第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の四の規定により、令和三年十月三十一日執行の宮城県知事選挙において、候補者として次のとおり届出があった。

令和三年十月十五日

宮城県知事選挙

選挙長 皆 川 章太郎

二	一	届出受理番号
令和三年十月十四日	令和三年十月十四日	届出年月日
本人	本人	届出の別
村井よしひろ	長純一	候補者氏名
宮城県	東京都	本籍
宮城県仙台市宮城野区	宮城県石巻市	住所
六十一	五十五	年齢
無所属	無所属	党派
宮城県知事	医師	職業
www.murai2021.net		一のウェブサイト等のアドレス